

令和4年度 ガバナンスレポート

令和4年9月



国立大学法人山形大学



目次

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. ガバナンスに関する基本方針・・・・・・・・	1
3. 本学の運営に関する主な取組及び体制（令和4年9月現在）	
（1）国立大学法人化以降の本学の運営に関する主な取組・・・・・・・・	2
（2）運営体制図・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（3）役員会等名簿・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（4）大学によるガバナンスの確認・・・・・・・・	5
4. ガバナンス強化に向けた取組・・・・・・・・	8
令和4年度国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況（ダイジェスト版）・・	15

1. 目的

昨今、我が国では少子化の進展による大学志願者数の減少や首都圏一極集中による地方の衰退等への対応が急務となっています。また、さらに、グローバル化による国際的な流動性の高まりや情報技術の革新的発展に伴う産業構造の変革等、大学を取り巻く社会は加速度的に変化しています。こうした社会の変化を背景に、大学への期待や求められる役割が拡大するとともに、関係者も多様化し、大学の重要性は格段に高まっています。

これらの多様な関係者の皆様の期待に応えて、本学が教育と研究の質の向上を図り成長・発展し続けるとともに、社会に貢献していくことができるよう、組織内部において適切な執行と監督の仕組みを構築するとともに、大学経営の状況や意思決定の仕組みについて透明性を確保し、それら多様な関係者への責任を果たすことが重要になっています。

一般社団法人国立大学協会より示された国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況は、各項目を実施することはもちろん重要ではありますが、各項目を実施できているか否かを定期的に点検し、必要に応じて改善策を検討・実施するという一連の流れを通じて、大学が自らの経営の透明性を高め、ガバナンスを強化していくことにこそ重要性があると言えます。適合状況の確認は、今年度で3度目のサイクルを迎えましたが、本学は今後も、社会からの信頼と理解を得続けていくために、項目に対する点検等を通じ、経営の透明性を高め、ガバナンス体制を強化すると同時に社会への説明責任を果たしていきます。

本報告書は、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況報告書の公開だけでは十分に説明しきれないガバナンス強化に関する取組や今後の方針等について説明することで、上記適合状況報告書を補完し、その内容を社会に発信するために公表するものです。

2. ガバナンスに関する基本方針（令和3年2月策定）

1. 本学のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略を策定し、実現に向けて自主的・自律的・戦略的に経営する体制の構築及び法人経営に必要な人材の育成を行います。
2. 意思決定に関わる組織等の責務を明確にし、本学の機能強化を図ることで、学長のリーダーシップによる迅速かつ確かな意思決定に基づく法人経営が可能となる体制を構築します。
3. 本学の経営に関する重要事項を審議する経営協議会、教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会、学長の選考や解任等を担う学長選考会議（※）、本学の業務の監査等を担う監事といった自主的・自律的・戦略的な法人経営を行う上で重要な役割を担う組織等の責務を明確化し、体制を整備・強化することで、社会に開かれ、社会に対し責任を果たすことのできる戦略的かつ適正な法人経営を行います。
4. 本学の多様な関係者の皆様から理解・支持を得るとともに適切な連携・協働を行うため、積極的な情報公開を通じて透明性を確保するとともに、内部統制の仕組みを整備・実施しその運用体制を公表することによって、適正な法人経営を確保します。

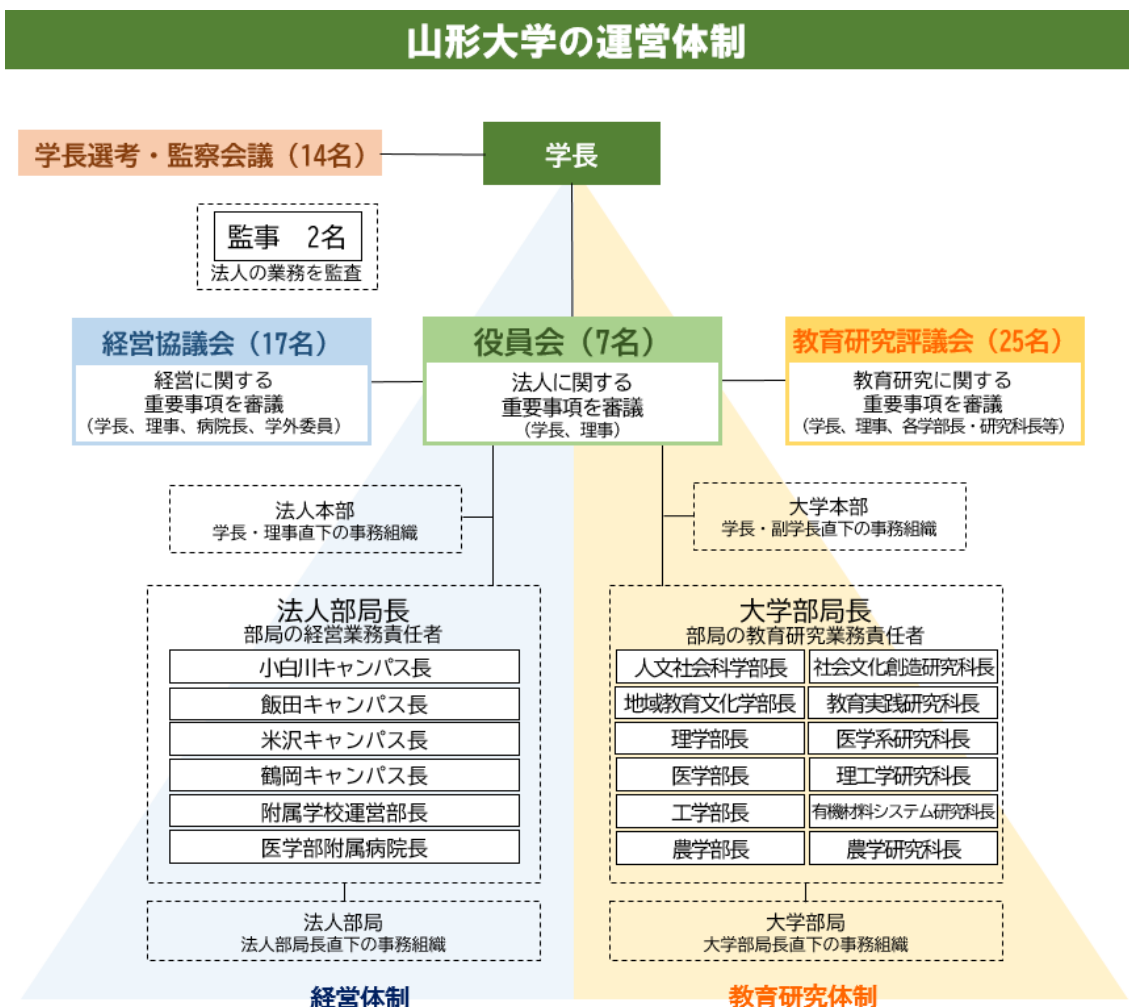
※令和4年4月以降、名称を「学長選考・監察会議」とするとともに、その機能の拡大・強化が行われました。

3. 本学の運営に関する主な取組及び体制（令和4年9月現在）

（1）国立大学法人化以降の本学の運営に関する主な取組

2004 年度	国立大学法人化 第1期中期目標 期間開始	・事務局長制廃止（各理事が直接事務部門を担当し、マネジメントに責任を持つ体制）
2005 年度		・学長特別補佐の選任
2007 年度		・毎朝の役員ミーティング（役員朝の会）の実施による情報共有の促進 ・役員会の毎週開催による意志決定の迅速化
2008 年度		・「山形大学の基本理念」「山形大学の将来構想」の策定・公表 ・山形大学顧問の委嘱 ・国立大学法人山形大学危機管理規程制定
2009 年度		・予算配分を部局単位からキャンパス単位へ転換
2010 年度	第2期中期目標 期間開始	
2014 年度		・「山形大学の将来構想」の改訂・公表 ・国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程制定
2015 年度		・学内規則の改正による経営組織（法人）と教学組織（大学）の役割の明確化並びに学長、理事、部局長等の職務、権限及び責任の明確化 ・学術研究院の設置（教員の所属組織の一元化）
2016 年度	第3期中期目標 期間開始	・各キャンパスに、法人部局長としてのキャンパス長（各キャンパスの経営面の責任者）を設置
2018 年度		・病院長を新たに法人部局長とするとともに、病院長選考のための合議体（選考会議）を新たに設置
2019 年度		・国立大学法人山形大学学長選考基準を決定し、 「求められる学長像」を明確化 ・国立大学法人山形大学監事候補者選考規程制定
2020 年度		・学外理事の導入（1名） ・国立大学山形大学のガバナンスに関する基本方針策定 ・国立大学法人山形大学学外理事の選考方針策定 ・国立大学法人山形大学経営協議会 学外委員の選考方針策定 ・国立大学法人山形大学内部統制規程制定
2021 年度		・学外理事2名体制 ・山形大学人事基本方針策定 求める教職員像を明確化 ・国立大学法人山形大学学長補佐規程制定 ・山形大学将来ビジョン「つながちから。山形大学」策定
2022 年度	第4期中期目標 期間開始	・国立大学法人山形大学学長選考・監察会議規程制定 ・学長補佐（7名）任命 ・山形大学戦略本部の設置

(2) 運営体制図



(3) 役員会等名簿

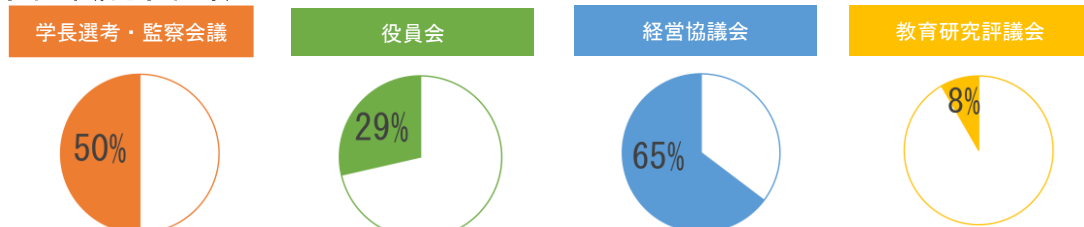
学長選考・監察会議	
相澤 益男	公益社団法人科学技術国際交流センター 会長
伊藤 真知子	山形県男女共同参画センターチェリア 館長
小林 裕明	株式会社山形新聞社 取締役論説委員長
里村 正治	フィデアホールディングス株式会社 名誉顧問
鈴木 道子	尚絅学院大学 学長
西海 和久	株式会社ブリヂストン エクスターナルアドバイザー
長谷川 真理子	国立大学法人総合研究大学院大学 学長
是川 晴彦	人文社会科学部長
中西 正樹	地域教育文化学部長
並河 英紀	理学部長
上野 義之	医学部長
黒田 充紀	工学部長
村山 秀樹	農学部長
佐藤 慎哉	医学部附属病院長
監事	
渡辺 均	
大森 夏織	※非常勤

役員会	
玉手 英利	学長
飯塚 博	理事（研究、産学連携担当）
出口 毅	理事（教育、入学試験担当）
矢作 清	理事（学生支援、学術基盤、広報担当）
根本 建二	理事（病院、財務担当）
花輪 公雄	理事（企画、評価・IR、総務、危機管理、内部統制担当）※学外理事（常勤）
額額 晃	理事（施設担当）※学外理事（非常勤）

教育研究評議会	
玉手 英利	学長
飯塚 博	理事（研究、産学連携担当）・副学長
出口 毅	理事（教育、入学試験担当）・副学長
矢作 清	理事（学生支援、学術基盤、広報担当）・副学長
根本 建二	理事（病院、財務担当）・副学長
花輪 公雄	理事（企画、評価・IR、総務、危機管理、内部統制担当）・副学長※学外理事（常勤）
額額 晃	理事（施設担当）※学外理事（非常勤）
林田 光祐	副学長（国際交流担当）
大森 桂	副学長（社会共創担当）
羽鳥 政男	副学長（人事・労務担当）
是川 晴彦	人文社会科学部長、大学院社会文化創造研究科長
中西 正樹	地域教育文化学部長、大学院教育実践研究科長
並河 英紀	理学部長
上野 義之	医学部長、大学院医学系研究科長
黒田 充紀	工学部長、大学院理工学研究科長
村山 秀樹	農学部長、大学院農学研究科長
伊藤 浩志	大学院有機材料システム研究科長
三上 英司	学士課程基盤教育機構長
佐藤 慎哉	医学部附属病院長
本多 薫	人文社会科学部副学部長
都留 俊英	地域教育文化学部副学部長
宮地 義之	理学部副学部長
川前 金幸	医学部副学部長
今野 博行	工学部副学部長
渡部 徹	農学部副学部長

経営協議会	
玉手 英利	学長
飯塚 博	理事（研究、産学連携担当）
出口 毅	理事（教育、入学試験担当）
矢作 清	理事（学生支援、学術基盤、広報担当）
根本 建二	理事（病院、財務担当）
花輪 公雄	理事（企画、評価・IR、総務、危機管理、内部統制担当）※学外理事（常勤）
額額 晃	理事（施設担当）※学外理事（非常勤）
佐藤 慎哉	医学部附属病院長
相澤 益男	公益社団法人科学技術国際交流センター 会長
伊藤 真知子	山形県男女共同参画センターチェリア 館長
小林 裕明	株式会社山形新聞社 取締役論説委員長
里村 正治	フィデアホールディングス株式会社 名誉顧問
鈴木 道子	尚絅学院大学 学長
西海 和久	株式会社ブリヂストン エクスターナルアドバイザー
萩原 なつ子	独立行政法人国立女性教育会館 理事長
長谷川 眞理子	国立大学法人総合研究大学院大学 学長
吉村 美栄子	山形県知事

○学外比率(含む学外理事)



(4) 大学によるガバナンスの確認

①監事による業務監査体制

<監事の設置>

本学の業務が多様化・複雑化し、より一層の透明性と説明責任が求められる中で、監事による日常的な業務監査の重要性が高まっていることから、本学では監事のうち1名を常勤としています。また、法務や組織マネジメント等に関する専門的な知識を持ちつつ、より中立的な立場で本法人の業務を監査することができる者を非常勤の監事として1名置いています。さらに、監事の独立性を確保する体制として、本部事務部及び部局事務部とは独立した形で監査室を置いています。

<監事の選考>

学長が監事候補者を選考する際は、理事2名及び学長が指名する学外有識者2名から構成される監事候補者選考会議を置くこととしています。この監事候補者選考会議は、監事に求める人材像(選考基準)の策定や監事候補者の選考に関する事項等を審議し、本法人の監事として相応しい人材を選考する仕組みとなっています。監事による監査の対象となる業務が多岐にわたってきている状況を踏まえ、会計業務に精通した者と組織業務に精通した者を組み合わせる等、監事候補者が持つ専門性を考慮して候補者を決定しています。

<監事による監査>

監事は、国立大学法人山形大学監事監査規程に基づき、本学業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的に、毎年度監事監査を実施しています。大学運営に係る業務全般の状況を確認する「業務監査」と、財務諸表の精査などの「会計監査」について、書類確認、ヒアリング、現地調査を通じて厳密な監査を行い、結果については、監事監査結果報告書を作成し、学長に提出しています。また、監事監査結果報告書における指摘事項への対応についてフォローアップを行っており、本学の教育・研究の推進、地域貢献及び業務運営の改善に取り組んでいます。

<監査機能の強化>

監事が学内において監査機能を十分発揮できるよう、重要会議である役員会、経営協議会及び教育研究評議会に監事も出席しています。また、学長選考・監察会議、キャンパス執行部と学長・理事の情報交換会等学内の会議についても監事が参加しており、監事が学内業務の現状・課題をより把握しやすい環境を構築しています。加えて、監事、監査室及び会計監査人が連携して効果的な監査を行うことができるようにするため、年に数回三者協議等を行い、連携体制の強化を図っています。

②内部質保証体制

山形大学が掲げる使命、理念、目標、各種方針を実現するため、教育研究活動等についてPDCA(計画、実行、評価、改善)サイクルに基づく全学的な内部質保証システムを構築し、継続的に改善・向上に努めることを通じて、本学の教育研究等の質を保証し、本法人及び本学に対する社会的信頼をより一層確実なものとすることを目指しています。

本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として、評価・IR 室(室長は評価・IR 担当理事が務める)を設置しております。評価・IR 室がチェック機能を果たすことにより、単なる自己点検・評価の実施でおわることのないよう、ガバナンスの強化を図っています。

【内部質保証システムに基づく自己点検・評価の実施頻度】

	分 野		実施頻度
	教育	研究／社会貢献 ／業務運営等	
認証評価に係る自己点検	○		4～6年ごとに実施
法人評価に係る自己点検	○	○	毎年度実施
キャンパス経営力評価に係る自己点検	○	○	毎年度実施
教育プログラムの認定	○		毎年度実施
「学生支援」、「学生の受入」、 「施設及び設備」に関する自己点検	○		毎年度実施
教員の活動評価に係る自己点検	○	○	毎年度実施

なお、上記のうち「学生支援」、「学生の受入」、「施設及び設備」に関する自己点検では、令和3年度より、教育の成績評価で活用されている「ルーブリック」を導入し、本学独自の客観的な自己点検を行うことを試みました。「ルーブリック」とは、表を用いて達成度を測定する評価方法を指し、評価の基準(尺度)を数段階に分けて文章で明示する形式が一般的ですが、自己点検を行うにあたり、定性的な評価であっても、評価者の主観により評価基準がバラバラになることがなく、可能な限り同じ観点で評価を行うことができるようにするため、一定の基準を明示する評価方式である「ルーブリック」を導入することとしました。このことにより、評価基準を明示するとともに、客観性の高い評価を実施していきます。

内部質保証ルーブリック／学生支援（学生委員会）

評価項目		自己点検・ 評価実施者	評価基準				点検・評価 結果 (プルダウン)	判断の根拠
			I (改善すべき事項がある)	II (概ね適切に実施されている)	III (適切に実施されている)	IV (期待以上に実施されている)		
1	成績不振、留年、休学等、学業の継続に困難を抱える学生を早期に把握し、適切な支援を行っている。	・学部 ・研究科	十分な支援が行われていない事例が発生している。	十分な支援が行われていない事例が発生しているが、改善に向けた検討が行われている。	適切な支援が行われている。	適切な支援が行われており、更に特筆すべき支援が行われている。	III (適切に実施されている)	成績不良、欠席が多い学生の把握を行い、教職員が連携して履修指導、面談等の支援を行った。また、必要に応じて学生相談室と連携を取り、問題を抱える学生への早期対応も行っている。
	学生の福利・厚生補導、学生寮、体育施設・課外活動施設の整備について、適切な支援が行われている。	・キャンパス ・法人本部	十分な支援が行われていない事例が発生している。	十分な支援が行われていない事例が発生しているが、改善に向けた検討が行われている。	適切な支援が行われている。	適切な支援が行われており、更に特筆すべき支援が行われている。	II (概ね適切に実施されている)	老朽化が進んでいる施設が多く存在しており、キャンパスの状況に合わせた優先順位による修繕を行い、学生・サークルへの支援を行った。まだ満足のできる環境で活動が行えていないサークルもあるので、継続して支援を行う。
3	学生の正課外活動に対して、経済的側面を含めた適切な支援が行われている。	・キャンパス ・法人本部	十分な支援が行われていない事例が発生している。	十分な支援が行われていない事例が発生しているが、改善に向けた検討が行われている。	適切な支援が行われている。	適切な支援が行われており、更に特筆すべき支援が行われている。	III (適切に実施されている)	大学、校友会等が連携し、学生、サークルに対して活動支援、経済的支援を行った。特に新型コロナウイルスの影響で発生した費用（例えば大会中止による各種キャンセル料）について、サークルへの適切な支援を行った。
	経済的事情により就学の継続が困難な学生に対して、適切な支援が行われている。	・法人本部	十分な支援が行われていない事例が発生している。	十分な支援が行われていない事例が発生しているが、改善に向けた検討が行われている。	適切な支援が行われている。	適切な支援が行われており、更に特筆すべき支援が行われている。	III (適切に実施されている)	入学料免除、授業料免除は予算内で適切な支援を行った。関連して、新型コロナウイルスの影響で経済状況が悪化した学生に対する給付金業務や民間企業と協力した新たな奨学金制度の立ち上げも行っている。
5	学生の就職活動を支援するために、相談機能と体制を整備し、適切な支援が行われている。	・学部 ・研究科 ・キャンパス	十分な支援が行われていない事例が発生している。	十分な支援が行われていない事例が発生しているが、改善に向けた検討が行われている。	適切な支援が行われている。	適切な支援が行われており、更に特筆すべき支援が行われている。	III (適切に実施されている)	各学部等におけるキャリア科目の開講、公務員・教員採用試験対策講座の開講、キャリアセンターでの個別就職相談枠の拡大等の適切な支援を行っている。就職担当教員とキャリアセンターとの連携も取れており、運営体制も整備されている。
	学生生活に関する問題、特に心身の悩みごとを抱える学生への相談に応じる体制を整備し、適切な支援を行っている。	・学部 ・研究科 ・キャンパス	十分な支援が行われていない事例が発生している。	十分な支援が行われていない事例が発生しているが、改善に向けた検討が行われている。	適切な支援が行われている。	適切な支援が行われており、更に特筆すべき支援が行われている。	III (適切に実施されている)	アドバイザー教員、保健管理センター、何でも相談コーナー等、学生が相談する窓口を複数設置し、相談しやすい仕組みを作っている。また、相談内容に応じて関係部署との連携を十分に取り、問題解決に向けて取り組んだ。近年、相談件数が増加しており、スタッフの拡充についても検討を進めている。

＜ルーブリックによる評価 様式例＞

※大学 HP「自己点検・評価及び外部評価」に見やすい様式を掲載しています。ぜひご覧ください。(https://www.yamagata-u.ac.jp/jp/university/check/self/)

4. ガバナンス強化に向けた取組

本学ではガバナンスの強化に向け、新たな仕組みの導入等を行っています。令和3年度、令和4年度は、以下の取組を行いました。

①教育研究支援組織等の機構化に着手（令和3年4月～）

全学的な教育研究支援組織等の「機構化」に令和3年4月から着手しています。本学はこれまでキャンパスの自立化に取り組んできており、教育研究支援組織等もキャンパス長が運営する体制を基本として整備を進めて参りましたが、教育研究支援組織等の運営状況を点検した結果、全学業務に責任を持つ理事または副学長と実際の業務を行うキャンパス長の間の指揮命令系統が不明確になっているという事実が確認されました。

また、教育研究活動も、これまでは各キャンパスがそれぞれの特性を活かし提案するボトムアップ型の意思決定が強化されてきましたが、これからは、役員によるトップダウン型の意思決定により、山形大学総体としての戦略や方向性を打ち出す体制を改めて強化したいと考えております。

「機構化」とは、互いに関連する機能を持つ組織を整理し、一つの組織に統合することを指します。本学が行う「機構化」では、担当理事または担当副学長を機構長とし、関連する教育研究支援組織の整理、統合を行うことで、指揮命令系統の明確化や業務の効率化、運営の透明性の確保を図るとともに、機構とキャンパスとの役割分担を再整理し、全学的業務を担当理事または担当副学長が行う体制を整備します。併せて、機構長の意向の下、大学総体としての戦略等を立案していく体制を構築します。

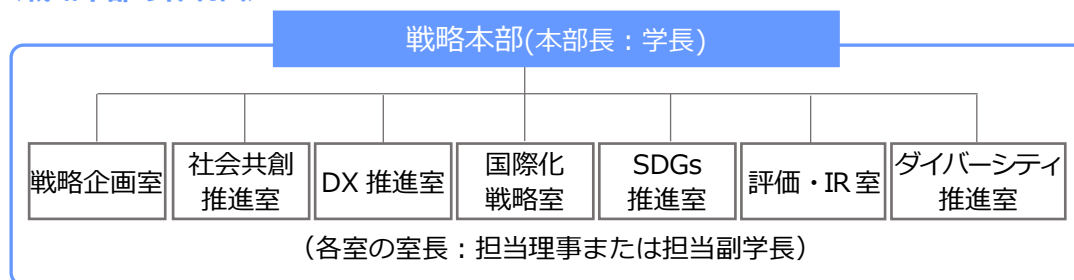
なお、今回の機構化では、既存の教育支援組織等を、本学の基幹的な業務である教育：「教育推進機構（仮称）」、研究：「科学技術・イノベーション機構（仮称）」、学生支援：「総合学生支援機構」に分け再編成するほか、それらの業務を支える学術情報（図書等）や情報ネットワークの管理等を行う組織を「学術基盤機構」として再編成します。

※「総合学生支援機構」、「学術基盤機構」は令和4年10月、「教育推進機構」、「科学技術・イノベーション機構」は令和5年4月に設置予定。

②戦略本部の設置（令和4年4月～）

山形大学の喫緊の課題や戦略的重要事項について、迅速かつ効率的に処理するための組織として、「戦略本部」を学長直下に設置しました。

<戦略本部の体制図>



戦略本部は、本学が現状取り組むべき課題ごとに「戦略企画室」、「社会共創推進室」、「DX 推進室」、「国際化戦略室」、「SDGs 推進室」、「評価・IR 室」、「ダイバーシティ推進室」の7室で構成され、それぞれの室には室長として理事または副学長を配置し、学長のブレーンとしての役割を担い、学長のリーダーシップによる大学運営をサポートします。また、各室は、課題解決に向けた戦略の立案、戦略実現に向けた計画の策定等を行います。業務がある程度ルーティン化した後は法人本部各部等に業務を引き継ぎ、新たな室を設置できる体制とすることで、今後新たな課題が発生した場合にも柔軟に対応できる組織となることを目指しています。

③「学長補佐制度」をスタート（令和4年4月～）

「山形大学経営人材育成方針」に基づき、令和4年4月より「学長補佐制度」をスタートしました。この制度は、6学部及び学士課程基盤教育機構から推薦された教員を「学長補佐」（任期1年）として任命し、あらかじめ策定した年度計画の下で、学長・理事等から諮問された事項に対し答申を行い、また、主要会議等への陪席や各部署所掌事項の講義の受講などを通して、大学運営の実態に触れ、経営人材に必要な素養を涵養することを目的としています。あわせて、学内における人的ネットワーク構築の機会とすることも目指しています。

令和4年度は、7名の教員が学長補佐に任命され、4月に行われた初回の会議では、開催にあたり、玉手学長から本制度の趣旨説明や参加者への期待の言葉がかけられたのち、花輪総務担当理事から業務内容等の詳細な説明が行われました。今後は2班に分かれてグループ討議を行い、諮問事項に対する答申の発表等を行う予定です。



<玉手学長、花輪総務担当理事と
今年度の学長補佐のメンバー>



<前期活動の発表会の様子>

④福島大学、宮城教育大学と連携し「情報セキュリティ相互監査」を実施 (令和3年度～)

「山形大学におけるサイバーセキュリティ対策等基本計画」に基づく取組として、福島大学、宮城教育大学、本学の3大学による「情報セキュリティ相互監査」を令和3年度に実施し、本学は全ての監査項目で適切に運用・実施しているとの評価を得ました。監査は、チェックシートに基づきそれぞれの大学が相互に点検を行う方法で実施されましたが、このことにより、学内の監査のみでは気づくことのできない改善点を把握することができ、さらなる情報セキュリティの強化につなげることができました。この相互監査は令和4年度以降も継続して行い、他大学の視点による点検と課題の改善を重ねていく予定です。

⑤第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）において内部統制機能強化等に向けた計画を策定

令和4年4月から、第4期中期目標期間が始まりました。第4期中期目標・中期計画においては、持続的に発展する経営体として、内部統制機能の実質化をはじめとしたガバナンス体制の強化に向け、以下の基本的な目標等を設定しております。

○法人の基本的な目標＜持続的に発展する経営体としての自己変革＞

ガバナンス改革を推進し、経営体としての透明性を一層高めるとともに、IR (Institutional Research) による分析・評価で資源を効率的に調達・活用し、地域社会のコモンズとして持続的に発展する経営基盤を強化します。また、部局を越えた協働や外部との交流を促進して、経営課題に戦略的・機動的に挑戦する人材を育成し、教職員の成長を大学の活性化につなげるマネジメント改革を推進します。

○中期目標【12】

内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。

○中期計画【12-1】＜内部統制機能の実質化＞

山形大学内部統制に係る規程に基づき、危機管理室において監事と連携してモニタリングを実施する。モニタリング結果は、経営協議会と共有し、経営協議会から出された意見を基に業務運営の改善を実施する。また、内部統制に係る知識、意識の向上に資する研修を毎年度実施する。さらに、戦略的事項について迅速に意思決定するための戦略企画本部の設置と既存組織の機構化を実施する。

評価指標	・モニタリング報告に対する経営協議会からの意見への着手率 100% ＜達成時期：毎年度＞ ・内部統制に係る知識、意識の向上に資する研修の開催件数 1 回、受講率 100% ＜達成時期：毎年度＞
------	---

○中期計画【12-2】＜学内外の知見を法人経営に活かす取組＞

学外の専門人材や事務組織の中堅・管理職クラス等の各階層の適任者が学長、理事・副学長の特別補佐等に就けるように規程を整備するとともに、経営協議会及び顧問会議等の学外有識者に加えて様々なステークホルダーから業務運営の改善に資する助言を得る体制を構築し、継続的に業務運営の改善を実施する。

評価指標	・学外の専門人材や事務職員の適任者を理事・副学長特別補佐等に登用し、その人材を活用した取組件数 6 件 ＜達成時期：令和 9 年度まで＞ ・学外有識者及びステークホルダー等の助言に基づく改善 3 件 ＜達成時期：毎年度＞
------	---

○中期計画 その他国立大学法人等の業務の運営に関し必要な事項

＜コンプライアンスに関する計画＞

法令等に基づいて、適正に業務を執行するため、山形大学内部統制規程等に沿って、モニタリングを実施し、その結果を法人運営に反映する。特に研究活動の不正行為の防止については、「研究活動における行動規範に関する規程」「研究倫理教育に関する指針」等を遵守させるため、研究者への啓発を継続し、研究費不正については、監査室等との連携を図り、モニタリングを強化するとともに、不正防止対策の再点検及び体制整備を推進する。

また、「コンプライアンス推進規程」「コンプライアンス指針」等に沿って、適宜研修・講習等を開催し、役職員及び学生一人一人の法令遵守等に関する知識・意識等を向上させる。

これらの計画等の進捗状況は、「統合報告書」（説明は後述）において、毎年公表する予定です。

⑥第 4 期中期目標・中期計画の進捗管理、評価体制等の整備（令和 4 年 4 月～）

第 4 期中期目標期間より、これまで国立大学法人法において定められていた「年度計画」及び「年度報告」が廃止されることとなりました。「年度計画」及び「年度報

告」は、毎年度中期目標・中期計画の単年度計画（「年度計画」）を文部科学大臣に提出し、年度終了後には「年度計画」に対する報告を「年度報告」としてまとめて文部科学大臣に報告する制度を指します。これらの制度が廃止されることを受け、本学では、業務の可視化及び効率化を図るとともに、今後も中期目標・中期計画の実現に向けて着実に歩んでいくことができるようにするため、令和4年度より以下の仕組みを構築することとしました。

1. 「山形大学行動計画」の策定

これまで本学では、「年度計画」と「Annual Plan」（各理事または副学長が策定する単年度の意欲的な計画）の2つの計画を毎年策定していましたが、令和4年度からは「山形大学行動計画」を策定することとしました。「山形大学行動計画」には、従来のように中期目標・中期計画の単年度計画、理事または副学長が独自に策定する計画を盛り込んだことに加え、新たに複数の理事または副学長が共同で取り組む独自の計画も盛り込み、内容の充実を図りました。また、複数の計画を一つにまとめたことで、業務の効率化を図りました。なお、上記のとおり国立大学法人法において年度計画の作成義務はなくなりましたが、学内の構成員及びステークホルダーとの間で本学の進むべき方向性を共有するために毎年度作成することとしました。



2. 中期計画の進捗状況管理と評価

本学では、中期目標・中期計画の達成状況を適切に把握していくため、あらかじめ中期目標期間（6年間）のロードマップ及び評価指標のマイルストーンを設定しました。その上で、本学の内部質保証を推進するための指針に基づき、年度末には戦略本部の「評価・IR室」において、行動計画の進捗状況に対する評価を行うこととしました。また、その評価結果は、次年度の「山形大学行動計画」の策定に活かすとともに、適宜ロードマップ及びマイルストーンに修正を加えながら、本学の中期計画が確実に達成されるよう取り組んでいきます。

なお、令和4年度から、ウェブによる中期計画進捗管理システムを導入し、進捗管理の可視化及び効率化を図ることとしています。

3. 毎年度の進捗状況を「統合報告書」により公表

「統合報告書」(Integrated Report: IR)は、本学の各種取組の報告(非財務情報)と決算情報等の財務データ(財務情報)とを統合してステークホルダーの皆様へ本学の状況をお伝えすることを目的として作成する広報物です。令和3年度までは「Annual Report」を発行していましたが、令和4年度発行分より「統合報告書」と改め、構成も大きな見直しを図っています。この中に「山形大学行動計画」の毎年度の進捗状況についても掲載し、広く情報公開するとともに経営の透明性の向上を図ります。

⑦令和3年度監事監査

国立大学法人山形大学監事監査規程に基づき、令和3年度も監事監査を実施しました。その結果、以下をはじめとした指摘事項が挙げられており、今後フォローアップを行っていくこととしています。

- ・中期目標・中期計画の実施状況について、より厳正な評価を行い、次の行動につなげる取組を継続して実施していただきたい。
- ・米沢キャンパスはまさに本学を代表する研究拠点であるが、拠点の維持拡大のためには、研究費不正使用防止対策や研究者の雇用問題等研究環境の整備が不可欠である。
- ・様々な事案が発生したことによる本学の損なわれた信用を回復するためには、コンプライアンスやリスク管理に対する取組を強化することにより、不正や過ちの起きにくい環境を構築することが何より大切である。

⑧不正根絶に向けた教職員の倫理観醸成のための取組(令和4年3月～)

令和4年3月に、本学で競争的資金(※)の不正使用が行われていたことが判明しました。このような事態が生じたことは誠に遺憾であり、ご支援をいただいた国や研究費配分機関、企業、研究機関の方々をはじめ、関係の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

山形大学は、今回の事態を厳粛に受け止め、改めて教職員に対する一層の意識啓発を図るとともに、文部科学省のガイドラインに則り、研究費不正防止対策の再点検と体制整備を進め、全力を挙げて再発防止に努めていく所存です。

本学における不正行為の根絶に向け、令和4年度山形大学行動計画において、以下の計画を策定しました。

【法令と社会規範を遵守し、ハラスメントの無いキャンパスの創成】

- ・ 社会規範を遵守し、ハラスメントの無いキャンパスとするため、全教職員の高い倫理観を醸成するための研修を行うとともに、未然防止の仕組みと組織体制を強化整備します。
- ・ 研究不正・研究費不正を根絶するための研修を全教職員へ行うとともに、再発防止に向けて既存制度の見直しを行い、取り組みを強化します。

上記計画の達成のため、研究不正、研究費不正、ハラスメント、個人情報取扱など、様々なコンプライアンスに関するテーマについて本学の全教職員が必要な知識を習得するため、研修パッケージの作成等に取り組んでおります。

本学は、これからも地域の皆様からの期待と信頼に応えるため、力を尽くしてまいります。

※競争的資金：資金配分主体（政府や財団等）が広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、当該課題を実施するための研究開発資金を研究者等に配分する制度。

令和4年度国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況 (ダイジェスト版)

令和4年度の国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書は、以下の点に留意して作成しました。

- ・未実施項目について、実施した場合は内容を更新しました。
- ・より丁寧な説明を行うため、内容の追加・修正等による更新を行いました。また、新たに実施した取組についても追記しました。

基本原則1：国立大学法人のミッションを踏まえたビジョン、目標・戦略の策定とその実現のために自主的・自律的に発展・改革し続けられる体制の構築

- 本学は、3つの使命『地域創生』『次世代形成』『多文化共生』及び5つの基本理念『学生教育を中心とする大学創り』『豊かな人間性と高い専門性の育成』『「知」の創造』『地域創生及び国際社会との連携』『不断の自己改革』を定めています。また、将来ビジョン「つなぐちから。山形大学」を令和3年度に策定しました。さらに、これらを実現するための道筋を第4期中期目標・中期計画及び行動計画（※）に定め公表しています。

※行動計画

令和4年度より策定。第4期中期目標・中期計画の実現に向けた単年度計画に加え将来ビジョンの実現や本学が喫緊に取り組むべき課題の解決に向けた計画等を掲載。

- 人事面・資金面における独自の資源配分の仕組みを整備し、機動的かつ戦略的に本学の目標を実現する体制を構築しています。また、IR (Institutional Research) (※) 機能により収集した情報を分析し、効果的な意思決定や経営資源の再配分に活用しています。

※IR (Institutional Research)

意思決定支援を目的とした調査やデータの収集・蓄積・分析のこと。学内に点在する諸データを集め、統合、分析し、可視化することで効果のある施策立案等に寄与し、施策実施後の評価・検証等を行うことで戦略的意思決定を支援する。

- 経営面と教学面のそれぞれの権限と責任を明確にすることに加え、外部資金等の

受入れ促進のための体制整備等を通じて、自主的・自律的・戦略的な経営及び教学運営の体制を構築しています。また、その体制構築に資する取組として、「国立大学山形大学の経営人材育成方針」と「第4期中期目標期間（令和4～9年度）における財務計画について」策定し、公表しています。

基本原則2：法人の長の責務等（法人の長の責務，役員会の責務，法人の長を補佐する理事及び副学長等の活用）

- 山形大学将来ビジョン「つなぐちから。山形大学」をはじめ、中期目標・中期計画、行動計画等の情報を学内会議において教職員に共有するとともに、学生等の理解が深まるよう様々な媒体を通じて積極的に情報発信しています。
- 学長及び理事等と学生との懇談会、キャンパス執行部（※1）と学長及び理事との情報交換会、顧問会議（※2）等を定期的に行うことを通じて、学内外の関係者の意見等を学長・理事が直接把握し各種施策に反映するための仕組みを構築しています。

※1 キャンパス執行部

キャンパス長と、そのキャンパスに所在する学部（研究科）長のこと（附属学校においては附属学校運営部長、副部長）。

※2 顧問会議

学外の各分野で優れた識見を有する方に参加いただく会議。令和4年度は、山形県内の自治体や団体等より15名の委員に参加いただいている。

- 法人の長を補佐する理事、副学長、法人部局長等の権限について学内規則に整理するとともに、学長特別補佐の設置等、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を構築しています。これら理事、副学長、学部長・研究科長等に係る業務については、「山形大学行動計画」（注）の達成状況の確認や、「キャンパス経営力評価」の実績評価を通じて評価を行っています。

（注）令和3年度までは年度計画及び「アニュアルプラン」。

- 法人経営に係る重要事項を審議する役員会については、学長の迅速な意思決定に資するよう、毎週定例で開催しているほか必要に応じて臨時にも開催しています。
- 外部経験を有する人材を非常勤理事として登用することにより、学長から委任された業務についての深い知見を法人運営に活用しています。学外理事の選考にあたっては、ダイバーシティや地域性等を考慮し選考しています。こうした学外理事の選考方針及び登用状況については、大学ホームページで公表しています。

基本原則 3：経営協議会，教育研究評議会，学長選考・監察会議及び監事の責務と体制整備

- 本学の法人運営に大学を取り巻く多様な関係者の幅広い意見を反映するため、経営協議会の学外委員については、多様な業種や地域から、ダイバーシティを考慮して多面的な委員構成となるよう配慮して選考しています。こうした学外委員の選考の方針について、大学ホームページで公表しています。
- 学長選考・監察会議は、自ら策定した学長候補者の選考基準及び選考実施計画に基づき学長候補適任者を決定するとともに、必要に応じて所信を聴く会を開催した上で、意向投票を実施せず、学長候補適任者に対するヒアリング結果等を総合的に判断して学長候補者を選考しています。
- 学長選考・監察会議の委員は、経営協議会の学外委員9名から7名、教育研究評議会15名から7名を選出する体制を令和4年度に整備したことに加え、次期委員の選出時より選任方法及び選任理由を公表することとしました。
- 学長の業務執行状況を把握するため、学長選考・監察会議が年度ごとに学長と意見交換を行うほか、学長の任期の3年目に中間評価、6年目に最終評価を実施することとしています。
- 学長選考・監察会議の審議事項として『国立大学法人法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項』を追加し当該事項について検討しましたが、設置を見送ることとしています。今後、特別の事情がある場合には、学長選考・監察会議において検討を行っていきます。

基本原則 4：社会との連携・協働及び情報の公表

- 国立大学法人として、透明性の高い効率的な大学運営を行い、多様なステークホルダー（※）に対する説明責任を果たすため、学長定例記者会見や大学ホームページを軸に、多様な媒体を相互に連携させ、適切な時期に、適切な方法で正確な情報を届ける広報活動を徹底しています。

※多様なステークホルダー

本学の様々な利害関係者。学生、教職員のほか、学生の父母等、同窓生、本学の各種委員会委員、共同研究等を行っている企業、社会連携活動を行っている自治体や地域など、多様な方々が該当する。

- 本学の使命及び基本理念や将来ビジョン、中期目標・中期計画及び行動計画、自

己点検・評価、事業報告書等、公表の目的・意味や対象を踏まえた各分野の公表情報を充実に努めております。

- 国立大学法人山形大学コンプライアンス推進規程に基づき、教職員等及び学生の行動規範となる指針を策定し周知しています。
- 内部統制システムを更に強化するため、国立大学法人山形大学内部統制規程を制定し、本学の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を新たに整備するとともに日常的モニタリング、定期モニタリング等点検や調査の仕組みを整備し、各業務の改善に活かす体制を強化します。
- 本学の法令遵守とともに通報者保護を図るため「国立大学法人山形大学公益通報者保護規程」を定めておりますが、公益通報者保護法が改正されたことを受け、本学の規程も令和4年7月に全面的な改正を行い、部門横断的な対応体制の整備等を行いました。

